

無償教育論の再吟味

——グナイスト、シュタイン、ヴァーグナーの 議論を手がかりにして——

田原宏人

目 次

- I 方法と対象
- II 授業料問題の背景
- III Petersilie の議論から
- IV Gneist の議論から
- V Stein の議論から
- VI Wagner の議論から
- VII まとめ
- VIII 残された課題

I 方法と対象

教育費をめぐる今日の状況はどうなっているかといふと、一方で教育制度の実態のほうからみると、「公的負担の教育費もが教育の成果の私的追及(私的利益追求の手段としての教育)の手段として機能している」という現実があり、他方で教育政策のほうからみると、「教育を私的利益追求の道具とするという観念を培養することを目的として、公教育費のあり方を『改革』しようとする」動向がある¹⁾。このような状況認識が、公教育費の所与の形態、すなわち国家教育費を前提視する態度にたいする歴史的懷疑と結びつくとき、そこには、問題を「公教育費の諸形態²⁾」という仮説に収斂させようという理論的指向の生まれる根拠がある。この仮説に導かれる理論は、公費の存在形態を変化させることによって、教育の意味をも変化させるであろう、ということを予想させる。つまり、そこにおいては、公教育費の存在形態が教育そのものと共軸的となるのである。

公費とは人間労働の成果であるからといって、直ちにそこから教育の条件整備費用を支弁するのが至当である³⁾と言ってしまっては、議論を不当に拡張し、ひいては問題の所在を隠蔽してしまうことになろう。これにたいして、公教育費の諸形態という仮説は、公教育費の意味を、発生論的に遡行することによってではなく、その存在形態によって確定しようとするところに、その方法的

特徴を見出すことができる。

ところで、存在形態を問題にするということは、教育費の量的な定在性を非本質的なものとしてひとまず捨象し、それを構造化してとらえるということ、さらにその構造の組み替えを問題にするということである。とするならば、量的定在としてはいわゆる公費よりもはるかに小さな存在となっているところのいわゆる私費も、論理的には公費と同等の理論的取り扱いを受ける資格を有する、ということができるよう⁴⁾。

以上、本稿が授業料を対象として設定する所以である。しかし、これにたいして、あるいはその妥当性に疑問が呈されるかもしれない。というのは、初等教育段階にかぎってみれば、授業料はもはや実在していない。したがって、それを対象として設定すること自体がナンセンスだ、とも考えられるからである。果たしてそうか。

たとえば、教育基本法第4条第2項は、「国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料はこれを徴収しない」と規定している。ところで、この条文における「授業料は」の部分は、読者すなわち国民によって既にそれが周知されているということ、言い換えれば、授業料というものについての一般的イメージが定着していくということを前提としている。ここでは、授業料は、「既知のもの」であり、「既知と扱」われているのである⁵⁾。

しかしながら、たとえ観念として存在するとしても、現実には存在していないのではないか、と言われるかもしれない。確かに、一般的に言って、授業料不徴収は、その結果として、授業料という貨幣実体の不在状態を出現させる。ところが、この不在状態は、授業料がそもそも存在していない場合と、その連続量としての定在がたまたまゼロという値をとっている場合とを含みうる。後者の場合には、不在は仮象にすぎない。つまり、現実的にも、授業料が存在しているか否かは未だ分明でないのである。

以上を前提として踏まえ、本稿は、具体的にはプロジェクトに素材を求めつつ、無償教育の成立時点における諸

議論を振り返ることによって、その意味を再検討するものである。

II 授業料問題の背景⁶⁾

19世紀後半のプロイセンにおける教育制度改革の主要課題の一つは、従来のインターパーソナルな教育関係を公的なそれへと転換させることであった。そして、従来の授業料は、教育関係をそのそような個別的なものとして成り立たせている教育の仕組みを支えていた。したがって、ここでの授業料問題は、教育の仕組みの転換という問題と、新たな仕組みの選択という問題を含んで成立していた。政府は、新たな仕組みとして、無償教育を選択しようと意図するが、当時の理論状況は、それにとって必ずしも好都合な根拠を与えるものではなかった。にもかかわらず、政府は、「実践的考慮」を「理論的考慮」に優先させ、無償教育を実施に移した。

そこで、以下においては、理論的見解と実践的選択とのあいだに生ずると思われていた不整合の現象形態、すなわち授業料徴収の理論的正当化とその実践的否定という事態を理解するために、当時の理論状況を整理し、あわせてこの不整合と見える事態を統合的に説明することを試みる。

III Petersilie の議論から

授業料不徴収を規定した1888年負担軽減法の提案理由のなかで、政府は、授業料問題を把握するために、年次統計資料のほかに、プロイセン統計局年報に掲載されている二本のリサーチ報告⁷⁾を参考するよう促している。それはいずれも枢密顧問官A. Petersilieによるものであるが、奇異なことに、この論稿は、授業料徴収の正当性を承認し、これを積極的に主張していた。それにもかかわらず、政府がそれを参考として取り上げた理由は、推察するに、それが包括的に、つまり歴史的、実証的、理論的に授業料の仕組みを明らかにしている、当時における第一級のリサーチであったこと、また、授業料徴収の正当性を認めつつも、その一方で、

実践的な立場からは、民衆学校維持費用の一部を授業料によって支弁することが合目的的であるのか、それともそうでないのか、という問題は十二分に考慮されてよく、また疑いなく当然に、状況に応じて、肯定的にあるいは否定的に答えられてよい⁸⁾。

とされ、このことが政府のモティーフに合致すると解されたこと、にあると思われる。

以下、このPetersilieの二本の論稿のうち、“Das Schulgeld”的を紹介し、理論状況を整理する手がかりとしたい。

Petersilieは、民衆学校授業料の徴収如何をめぐる従来の議論を七通りに分類しているが、ここではそのなかから重要だと思われるものを抜粋する⁹⁾。

① 私家計にとっての意味

貧困階層の負担軽減の方途として無償化は適切か否か。

② 徴収形式

「従業料が公金庫から支払われる教員給与の恒常に固定した部分を成しておらず、むしろ教職上の骨折りの直接的報償として、学校保持者(Schulhalter)自身によって、また独自の勘定で徴収されている」とこと、すなわち教員と親と関係が金銭によって直接に取り結ばれていることから生ずる弊害を除去するための方途として無償化は適切か否か。

③ 教育的意義

教育にたいする支払いは教育を尊重する性向を高めるのか、それとも、授業料を支払う生徒と支払わない生徒が混在しているという状態は教育の場にふさわしくないのか。

④ 心理的メント

教育の「価値」はその「価格」を通じて民衆の心に喚起され、したがってまた、授業料は、「親と学校のあいだの道徳的韁帶」ともなりうるのか。

⑤ 国法的関係

「将来の公民の訓育と陶冶のための準備を整えるという国家の一般的義務」、ならびに一般的就学という「公民的義務」は、無償化の必然性の根拠となりうるのか否か。

以下、上記五つの論点に検討を加えていくわけであるが、そのさい、表層における対立の背後にある共通の地盤を抽出するということに重点を置くことにする。

論点①は、経済的負担における実質的平等をいかにして確保するのか、という問題である。一律的無償化は、富裕層を相対的に利することになりかねないからである。ここには、無償制を支持するにせよしないにせよ、授業料問題をたんなる経済的負担の問題へと解消させてしまう傾向が顕著である。

論点②では、教育を提供する者とそれを享受する者と

のあいだの個別的で直接的な関係性を否定的に評価している点において一致がみられる。

論点③および④についてはまとめて検討しよう。無償化推進派によって指摘されている教育場裡における格差的徴収ないしは格差的給付のもたらす弊害は、たとえば同額の低廉な授業料の徴収と、教育以外の領域でのいわゆる社会政策的な配慮とを併用することによって、これを技術的に処理することが可能であり、必ずしも一律無償化をその解決方途として必要とするわけではない。ここでの要点は、各人を同等の人格的価値をもつ個人とみなすということが、教育の仕組みの前提として要請されるということである。

他方、授業料徴収擁護派が主張している、教育の「価値」をその「価格」(=授業料)によって測るということと、授業料が「親と学校とのあいだの道徳的創傷」であるということとはストレートには結びつかない。授業料は教育の価格そのものではないからである。しかしながら、教育の「価格」ということでの想定は、各人にとつて同一の教育は同じ「価値」有しているということが、教育の仕組みの前提として要請されるということを含意している。

要するに、授業料を実体としてとらえ、その徴収の是非をめぐって対立しているという事態の裏側では、それと自覚されてはいないけれども、授業料を道具概念として使用し、教育の仕組みを類概念によって、すなわち「それを構成する個物が対等であるという同質性を持ち、しかもそれらが区別しうるという意味で異質性を持つ¹⁰⁾」というコンセプションによって構想しようという動きが進行していた、とみることができる。個別的関係性による教育の仕組みとは対照的な仕組みの構想が、ここには芽生えつつあったのである。

次に論点⑤に移る。ここにおける主要な対立点は、教育が誰のインタレストを反映するのか、というところに存していた。無償化推進派は、

国家の文化的任務は、民衆学校教育の領域において、非常に重きをなしており、そのさい、個々人が抱いているインタレストや効用は、背後に引っ込んでしまう¹¹⁾。

と主張し、対する授業料徴収擁護派は、

民衆陶冶にたいする国家のインタレストは、たとえそれが大きくとも、たいていは派生的なものにすぎず、文化的および福祉的目的のための国家活動やその他の領域における以上のものではないであろう。また、学

校にたいする個々人の特殊なインタレスト、すなわち彼の子どもの訓育や陶冶にたいするインタレストは優勢であり、したがって、教育にたいする特殊な報償は充分に正当だと認められうる¹²⁾。

と応酬する。もちろん、これらは事実の説明というよりは、むしろいはずれも目的的な制度構想として語られているのであるが、その構想の違いにもかかわらず、教育が帰属すると想定されているインテレセントが支払わなければならぬという原則にかんしては一致している。

Petersilieは、上に紹介した論争を、「授業料の本性とは本質的にまったく関係ない¹³⁾」議論だとして斥け、自身は、後述するようなA. Wagnerの財政学説に依拠しつつ、授業料徴収の正当性を唱える。しかしながら、以上検討してきたところからわかるように、それらの論争を成り立たせている共通の地盤が、来るべき教育仕組みのための方向性を示唆していたのである。

この方向性にしたがうと、同じ教育を受ける個々の生徒にとって、その実際の効果は同じではありえないけれども、にもかかわらず、そこで受けられる(授けられる)教育の「価値」は等しい、とみなされる。一例を挙げれば、当時、既存の学校は、「必ずしも民衆学校(Volksschule)と呼ばれていたわけではなく、実際には様々な名称をもって」いたが、しかし「そのことは問題ではない」とされ、これらの諸学校を一定の「任務と目標」を有する民衆学校として編制し、万人に平等に開放することが目指されていた¹⁴⁾。これを一般化して述べれば、「成熟や社会的成長を土台として、目的志向的な発達の過程」として「一応形式的」に規定される¹⁵⁾教育は、ここにおいて「より狭く限定」されることにより、特定の「意味」を付与される¹⁶⁾、ないしは固有の「価値」を獲得する準備を整えつつあった、ということになろう。

IV Gneist の議論から

既に述べたように、当時の理論的見解の大勢は、無償化にとっては有利なものではないとみなされていた。それは、授業料を手数料として性格づけ、その徴収の正当性を主張するものであった。しかしながら、授業料を租税とみなす異説も存在していなかったわけではなく、また手数料とみなす説にあっても、授業料徴収の是非について意見が分かれていた。そこで、以下、授業料を租税とみなす説、授業料を手数料とみなしこれの徴収を是とする説、および非とする説の代表として、それぞれR. Gneist, L. v. Stein, およびWagnerの所説を取り上

げ、順次考察していくこととする。

*

Genistは、初等教育後の段階における授業料については、これが「公的手数料」であることを認めるが¹⁷⁾、初等教育段階においてはそれを認めない。彼は、「民衆学校の任務は、国民的、人間的、および宗教的な教育の標準を、未成年の青少年に得させ、これを確保することである。この標準は、個々の家庭の天分としてでもなければ、個々の住民階層の独自の財としてでもなく、全員共同の必要としてかなえなければならない¹⁸⁾」というJ.K. Bluntschliの言を引きつつ、次のように述べている。

初等教育(Elementarbildung)は、すべての国家成員(Staatsgehörige)にとって必須の教育である(…).まさにその故に、それは、全国民の精神的交流、協力的運動および精神的進歩の前提となる。そこにおいて与えられる個々人の継続教育の可能性は、全体の精神的運動のための前提条件となる。それ故に、初等学校にたいして、直接的な国家強制の原則が入り込む(…).この義務づけの様式は、個々人が彼の裁量にしたがって利用できたりできなかつたりするところの給付にたいして国家が徴収する手数料という尺度を超えている。この法的強制にともなって、初等学校における授業料は強制租税(Zwangssteuer)という性格を受け取る¹⁹⁾。

このように授業料を「強制租税」として規定した後、Gneistは、それが事実上、人頭税にたいすると同様の非難に値するものだとして、その徴収の不当性を指摘する。たとえば、徴収されるか否か、あるいはその徴収額について、地域毎にバラツキがある；子どもの有無によって納稅義務の有無が左右される；子どもの数にしたがって負担が比例的に加重される；学齢児童をもつ若い親の家計は貧しい；親にとって「授業料の免除は、自尊心や活動力の減退という効果をともなうであろう教恤を受けることの始まり」を意味し；「また、青少年の心のなかにも、階層の差別という社会的定めが直観的に現出し、後の有産階級の高慢の芽、後の無産階級の屈伏・辛酸・嫉妬の芽が早くも植えつけられる」、等がその指摘の具体的な内容である²⁰⁾。

以上の議論をみれば、これは無償化を積極的に支持する様々な陣営の持ち出してくる理由をほぼ網羅している。しかし、Gneistによる授業料不徴収の主張は、就学義務から論理必然的に導き出されるというよりは、むしろ義務制下の授業料徴収のもたらす結果的諸機能の社会不适当性という経験的判断をその論拠としている。そして、

この点において、次に紹介するSteinの議論と異なる。

V Steinの議論から

Steinによれば、「公初等教育制度の根本原理(Grundrecht)は就学義務である²¹⁾」。そして、この就学義務の本質は以下に因るとされる。

すなわち、初等教育を得る可能性が財産の所有に左右されることはならず(無償教育)，また親の偶然的見解に左右されることはならない、ということ。なんとなれば、この知識の所有は全精神生活の絶対的条件であり、したがって各人の人格の発展の前提条件であるからである。とはいって、各人は共同体の一部分であり、共同体の生命と力は、その尺度を個々人のこの発展のなかに宿している。しかし、全人格の第一条件は、それが全体を構成する必須の部分であるが故に、個人的な恣意に委ねられてはならない。そのことは、それ自体がこのことの基盤であり条件であるところの共同体にたいする一つの義務となり、かくして就学義務が成立する。各人によるその遂行は、あらゆる文明化した教育制度(Bildungswesen)の第一原理である²²⁾。

ここには、就学義務の存立要件が明確に定式化されている。すなわち、一方における個人間に介在する主観的および客観的な偶然性ないしは恣意性の排除というメント、他方における個人と共同体との相互依存関係というメントである。もっとも、この共同体とは、具体的定在性を付与されているものではなく、理念としてのそれであり、國家権力の行政作用によってその現実化を追求されるべきものとして想定されている²³⁾。したがって、國家権力の行政作用それ自体は、一種の道具装置として位置づけられることになり²⁴⁾、ここから、教育を提供するとともにそのための条件を整備するという国家の義務も導かれる。

民衆学校制度は、まずもって、各個人の国家公民的義務に由来するものであるが故に、初等教育は全精神活動の第一条件として提供されなければならず、また行政は、民衆学校および民衆教員制度のなかに、そのための前提条件を設けなければならない²⁵⁾。

さて、授業料であるが、これについて、Steinは、その「本質に鑑みれば、『手数料』にはかならぬ²⁶⁾」と明言している。そうして、大学等とは異なり、「初等教

育は権利ではなく、公民の義務であるから、国家の給付にたいする手数料としての本来の意味での授業料もまた廃止されるべきである」と論ずる²⁷⁾。就学義務と授業料廃止とを直結する議論にたいして、Petersilieは、「論理の立場からすれば、初等教育への『権利』のはうが、それを習得する『義務』よりも、はるかに民衆学校教育の無償という主張を根拠づける²⁸⁾」と反駁している。確かに、Steinは、上記の主張をほとんど何の説明もなしに提出しているので、このような批判もありえようが、しかし別の箇所で示されている「手数料原則の最高原理」を考慮に入れれば、義務と無償との相関関係性は、「論理」的にも必ずしも無理とは言えない。その原理とは、「各手数料の額は、その出現の頻度に反比例しなければならない²⁹⁾」というものである。ここにおいて、義務のもつ意味を、頻度がかぎりなく増したその極限だと考えるならば、手数料の額はゼロでありうる。(ただし、考え方にとっては、Steinの言うような、 $xy=a$ ($a \neq 0$)といった単純な反比例ではなく、 $y=\lim a/x$ ($x \rightarrow \infty$)というアイディアが導入されなければならない。)

Steinが「出現の頻度」を手数料額の算定基準としたには理由があり、その理由がこの後に紹介するWagnerの手数料論との相違点の一つを形づくっている。Steinがこの基準を採用したのは、次のような判断に基づいている。

国家の給付が手数料義務者にとって有する価値に応じてこの額を測定することは不可能である。なぜなら、この価格全般は、個々に見積もり算定されることができないからである。さらに、それを、その行政活動の執行が政府に負担させる費用に応じて測定することも不可能である。なぜなら、それもまた、見積もり算定されることができないからであり、あるいは、それが、しばしば、その給付が個人にとって有する価値にまったく比例していないからである³⁰⁾。

以上の議論は、同一のサービス(教育)が個々人にたいして差異的にはたらくということを指摘している点で、きわめて重要だと思われる。いわゆる無償教育が、平等性を標榜しつつも、差異化的な社会構成原理と抵抗なく接合しうるということの可能性への洞察ともなっているからである。

VI Wagner の議論から

Wagnerによれば、手数料とは、国家と個人との関係

を表す概念であり、そこには費用補填と特殊報償という二つのモメントが結合されている。

手数料とは、(…), 諸個人または諸個人の集団から、公共団体、国家、ゲマインデ、あるいはその他の自治団体一すなわち一般的には「強制経済共同体」一によって彼らに給付されるサービス(Dienst)にたいする、あるいは場合によってはまた、公的インテレストにおいて行われる(「公的な」)活動の実行にさいして彼らによってきたされる支出(費用誘発)にたいする特殊な報償として、公権力とりわけ國家権力によって一方的に決定された仕方と、同じく一方的に規定された額において徴収されるところの課徴金(Abgabe)である³¹⁾。

さらに国家活動の二重性、すなわち公的インテレスト関連性と私的インテレスト関連性が指摘され、この後者が手数料の正当化根拠とされる。

あらゆる国家および自治体の諸活動は、それらが「公的」インテレストを構成するときのみ、そのかぎりにおいて、正当と認められる。たとえ、歴史上の国家にあって、この原則がしばしば侵されることがあったとしても、今日の近代的な文化国民における傾向は、「公的諸活動」を「公的インテレスト」の場合に限定すること、もちろん他方では、それらをさらに一層そのようなものに拡張すること、すなわち残余の私経済活動の場合にも公的インテレストの関与を承認することを志向している。(…)/しかしながら、そのような活動の多くは、同時に個人のすなわち私的インテレストに接触しており、個人のために特別に役立つ。あるいは彼によって特殊にきたされる。このかぎり、この範囲において、報償としての手数料は、原理的に正当と認められるし、また配分的正義(vertheilende Gerechtigkeit)の要請に応じて求められうるのである³²⁾。

手数料額は、公的インテレストと私的インテレスト、またはそれぞれが誘発する費用の割合に応じて決まり、それ故に原理的にはあらゆる価をとりうる。

(…個々のカテゴリーのための手数料の一般原則は…), 当該の公的諸活動において、一般的な公的インテレストおよび個々人の私的インテレストが成しているところの割合、さらにはこの前者および後者を通じて招来されるそれぞれの費用が成しているところの割合の検討から導かれる³³⁾。

(…手数料は…)
その額の全階梯の最小(ほとんどゼロ)から最大まで移り行く³⁴⁾。

ただし、私的利息も間接的には全体を利用するから、全額が個人によって負担されることにはならない。あくまでも公的インタレストが存在するかぎりにおいて、国家活動が生ずるのである。

負担金(Auflage)(あるいは広義の租税)としての手数料額を査定するためには、国家は当該活動を多かれすくなれば一般的、公共的インタレストのために実行するのだという観点が指導的であらねばならない。／それ故、かかる活動の費額は、その活動から利益を得る個人に完全にはまわされないことを要する。なぜなら、他者(全員あるいは全体)は、やはり個人のためのこの利益許与に利害関心を有しており、また「社会的諸関係」の結果、いわば間接的にそれに関与するからである³⁵⁾。

教育を国家サービスとみなすとき、授業料は、叙上的一般的議論から、当然に、手数料ということになる。つまり、私的インタレストが認知される。したがって、義務の系云々という説はここではとられない。

授業料は、徹頭徹尾、手数料という性格上のメルクマールを有しており、それが公的諸施設において、租税様式あるいは営業利得様式の額において現われることは、まずないであろう。それは、原理的には、すべての学校において、また民衆学校においても、すなわち一般的就学義務のシステムにおいても、正当だと認められるし、したがってすべての諸個人に求められうる。しかし、その諸個人が低所得であることが立証された場合には、あからさまにではないが、免除されうる。学校には、特殊インタレストのほかに一般的インタレストが結びついているために、授業料は、総費用に一定の納付金(Beitrag)を提供する程度の額を見積もられうるにすぎない³⁶⁾。

以上のWagnerの議論が、今日のいわゆる負担区分論のそれに酷似していることは、容易に見て取れるだろう。

ところが、彼は独自の歴史認識から、無償制を承認しもする。彼によれば、時代は、「かつて国家市民的(Staatsburgerlich)時代が絶対主義および身分一世襲制の時代にたいして行ったと同様、その国家市民的時代の

イデー、法觀および法規範を越える新しい歴史的時代」、すなわち「》社会的(sozial)《時代》への移行期として把握されており、「》国家社会主義《が、この新しい時代を最も細心穩健に招来する運搬車である」として唱導されていた³⁷⁾。さらに、彼の言うところの「国家の》共産主義的《性格」は、「全体が国家に納税し、その租税でもって国家が全体のための諸給付を完遂するときに、ますますおおきく発展する」ものとして規定される³⁸⁾。そして、この理念の実現形態の一例として、彼は無償教育の言及する。「ある種の学校における教育無償性原理のなかに、(…), この》共産主義的《性格が、とりわけ的を射て示されている³⁹⁾」と。

この結論と前述した授業料徴収を正当だとする主張とのあいだには齟齬がみられる。しかしながら、彼の手数料論と独特の発展史観とを結合している次の叙述を読めば、これも氷解するであろう⁴⁰⁾。

(…)
国民経済の共同経済的性格がより一層強まるとともに、国家的およびコムナールな諸活動の利益の配分は、万人にとってより一層均一になり、個々人においては測定不能となる。それ故に、手数料制度は、あるいは一定のカテゴリーの諸活動に限定され、その額においては低減され、あるいはまた完全になくなる。つまり、手数料原理は、純粹な歳出(Ausgabe)原理に道を譲らなければならず、そしてまさしくされ故に、そのかぎりにおいて、財政経営(Finanzwirtschaft)は、純粹な租税経営(Steuerwirtschaft)となるのである。
財政の発展とは、国民経済の純私経済的組織化ではなく、共同経済的組織化に随伴する結果であり、また「特殊な給付と反対給付」という原則の減退を通じて、租税制度のなかに顕現するのである⁴¹⁾。

手数料制度は、さらに、多くの新しい領域に拡張されているが、しかし他方では、その査定額(Taxe)において低減されてもいるし、廃止された手数料すらある。(…すなわち純粹な歳出原理へ…).このことの内在的な正当化根拠は、当該活動における公的インタレストのモメントが個別のインタレストのそれを凌駕しており、また、その活動が個々人にとって必然的にともなうところの利益および費用誘発の差異(Differentierung)が、そのためにお手数料を徴収し、あるいはそれに応じて測定するにはあまりにも減少している、という認識のなかに(あるいは少なくともそのような近代的仮定のなかに)存している⁴²⁾。

VII まとめ

以上、当時の代表的な理論家の所説を紹介ならびに検討してきた。いずれの説をとっても無償制が導き出されるのではあるが、そのプロセスは三者三様であった。ここで改めて、それぞれの論理の構成を整理してみると、Gneist が授業料徴収の結果的諸機能を問題としているのにたいして、言い換れば、彼にあっては教育は所与のものであるのにたいして、他の二者は、授業料を一種の道具概念として用いることにより、るべき教育そのもののモデルを提出している点において特徴的である。そこで、この二者の議論に内在しているそれぞれのモデルが、先に抽出しておいた「地盤」といかなる関係に立っているかを示して、まとめとする。

Stein が、「価値」や「費用」ではなく、「出現の頻度」を手数料額の算定基準としていること(以下、これを「頻度反比例原則」と呼び、対するWagner の用いる基準を「価値対応原則」と呼ぶことにする)については、既に紹介した。このStein の論にたいして、Wagner は、「結局は、ある程度は、(…), 私の議論と同じことなのだが、その他の点については、Stein は知らないか無視している⁴³⁾」と述べている。なるほど、「教育手段の普及が望ましければ望ましいほど、(授業料額は)低く保たれるべきである⁴⁴⁾」とするWagner の議論は、このかぎりでは、Stein のそれと似ている。だが同じではない。Stein が「無視」した点、すなわち彼が手数料額の算定基準としては不適として斥けた観点をWagner が採用しているということが、ここでは重要である。

Wagner による手数料徴収の正当化根拠は、「当該の『公的』諸活動が、その作用効果(Wirkung)において、経済的価値の差異的な(differential)利益として、明らかに個々人のために沈積する⁴⁵⁾」という点に存する。それ故に、先に引用した部分によれば、この「差異の消滅」が、手数料不徴収化の条件とされる。ところで、この「差異の消滅」は、当該サービスの及ぶ範囲および公的性格の増大とともに、二重に進行する。すなわち、一方における個々人の受け取る利益の普遍的均一化と、他方における公私の境界が公の拡大方向にシフトすることによって生ずる「差異」の不可測化というプロセスである。ここで言われている「差異」とは、明らかにサービスを受ける者と受けない者とのあいだに生起するのであり(以下、垂直的差異と呼ぶ)、それ以上のものではない。つまり、Stein の言うような同一のサービスによって個々のサービス受容者間にもたらされるであろう、その「価値」の「差異」(以下、水平的差異

)と呼ぶ)は、ここでは捨象されているのである。

もちろん、Wagner も、この水平的差異の発生を知らなかったわけではなかろう。しかし、手数料査定の原則にかんしては、Stein のように「あまりにも鋭い定式化」を行うことを避け、「おおよその比較衡量で満足」し、「それでも目的のためには充分だ⁴⁶⁾」というのが彼の判断であり、彼の言うところの「近代的仮定」であった。ちなみに、Wagner に依拠して論を展開するPetersilie は、「学校の公的および私的な効用の正確な測定」を断念し、目的別に編制されている「教育施設のカテゴリー」毎に定められる授業料徴収の「規則(Regel)」を、妥当なものとして提唱している⁴⁷⁾。

以上の議論の根底にある教育理念を構成しているのは、教育は固有の「価値」をもっており、また各個人は人間として対等であるという前提、ならびに前者は後者に等しく現実化するという推論である。水平的差異は、意識的に閑却されている。そして、無償教育は、この理念から操作的に導出されうることになる。しかも、当時の社会的「地盤」が、これにたいして同意を与えるに充分な情勢を醸成してのこととは、既に述べておいたところである。

水平的差異を指摘することによって、この傾向を免れていたStein にあっても、その頻度反比例原則は、Wagner の価値対応原則に対抗しうるだけの体系的整合性を備えていなかった。何よりも、頻度反比例原則をとることが直ちに、水平的差異の発生という問題を処理することになるわけではなかった。Wagner をして、「私の理論と同じこと」と言わしめた所以であろう。

無償教育は成立した。ただし、それは授業料を道具概念として得られた特定の教育理念に支えられている。この教育理念は、教育システムの現実的機能(たとえば、Stein が見通したような)を無視して、一般的にいえば、「教育現実の反映における認識構成の論理性⁴⁸⁾」を犠牲にして得られたものであった。そして、今日、負担区分論にたいして唱えられている、教育成果の社会還元を論拠とする無償教育論⁴⁹⁾もまた、教育の固有の「価値」、個人の対等性、およびインテレセントへの教育の帰属の承認という枠組みにかんしては、本稿で明らかにしてきた生成期の無償教育論とこれを共有しているように思われるるのである。

無償教育制度に内在する授業料概念は、万人にとって等しい「価値」を有する教育、同一の教育から等価の利益を受け取る形式的に平等な諸個人、「公」—「私」という対概念、および一般的決定者をその構成要素とし、

教育の効果の不可測性を無視するものであった。現代において我々は、教育制度の差異化機能、「公」と「私」の二分法、上命下服の決定方式等、いくつかの重大な問題に直面しているが、それらの多くは、既に無償教育制度の生成期において、この制度のなかにはらまっていた、ということができる。

VII 残された課題

前節の結論の要点となっている「公」と「私」の二分法的思考をどう批判的に克服していくか、が残された課題となると考えられる。しかしながら、今はそれをおこなうだけの準備がないので、ここでは＜価値対応原則＞の基礎をなしている諸概念を略述することをつうじて、この課題を分節化しておくにとどめる。

Wagnerは、彼の「価値概念」をつきのようにして導出する。

内的および外的な財が人間の必要にたいして立っている関係についての明確な意識と理解に達しようとするのは、人間の自然的志向である。これは評価(価値評価)によっておこなわれ、この評価によって財ないしは外界の物に価値が付与され、またそれが測定される⁵⁰⁾。

ここでの特徴は、「価値付与」にあたっての評価主体の「心理的メント」の第一義性、したがって「価値測定」にあたっての「尺度」の不透明性にある。この後者にかんしてはつきのように述べられている。

評価主体にとっての価値の高さは、一般的には、彼の諸必要の順序に、特殊的には、具体的なケースにおいて当該財によって充足されうる諸必要の強度と緊急度に依存している。つまり、諸財の性質と、その時々における評価主体の個別の状態が、価値の高さを決定するのである⁵¹⁾。

それゆえ、このような本来的に個別的な「価値評価」にあっては、その「価値の高さの限界は、ほとんど『ゼロ』であり、また『無限大』である⁵²⁾」。

ところでWagnerは、以上のような価値を「集合的・具体的価値」として、「類的・抽象的価値」と区別する。この「類的・抽象的価値」とは、

人間総体(平均の人間像にしたがって評価される、国民、かなり大きな集団)一般の必要充足にとっての財

の意義という観点からの、まさしく財を保持し、または取得しようという意思を必ずしも励起させないような、評価者の悟性的判断をつうじて、もたらされる。すなわち、類的価値とは、人間的必要充足一般のためになるような種類の財の使用価値のことである。この価値の高さは、必要性の順序に、またその必要を充足させるような財の有用性の程度に左右される⁵³⁾。

ここでも「価値測定」の尺度は明示されず、「『財』を相互に比較し、彼(人間)の必要な等級に応じて、それらをある順序に並べる⁵⁴⁾」とされているだけであるが、注目すべきは、必要を充足される主体と、当該財を「価値」と評価する主体とのあいだの分離が示唆されているというところである。ここから、ある種の財にあっては、その「類的価値とこの財の具体的価値とのあいだには、同じ個人にとってその価値の高さを厳密に比較することを許すような関係は存在しない⁵⁵⁾」ことになる。

さて、教育という「財」は、明らかにここでいわれている「類的価値」をもつ「財」の性質を備えていると考えられる。そこで、上に紹介した「価値」についての独特的の見解を踏まえて、前節までの議論をあらためて検討すると、「公」と「私」の関係は単純な二分法ではないことが判明してくる。

すなわち、手数料論における二つの経済主体である「公」と個別の「私」は、必要充足と価値評価という二つの局面において対等なものとして扱われている。しかしながら、教育の「類的価値」に着目した場合には、「公」は価値評価を遂行する「悟性的判断者」、「私」は必要を充足される「平均的人間像」の総体としての「国民」としてとらえられることになる。

問題は、「悟性的判断者」の資格能力、ならびに「平均的人間像」において想定されている諸個人間の同質性と異質性の基準、およびその程度にかかるように思われる。国家介入の是非をめぐる自由主義者と講壇社会主義者との対立は前者にかかり、本稿で紹介したSteinとWagnerは後者の点で見解を異にしているとみなすことができよう。

結果的に成立した無償教育システムは、共同的精神の具現者たる国家を「悟性的判断者」として指名し、人間たることにおいて平等な個人を「平均的人間像」として指定することによって、実際には、教育の私性格を保存したままで、それを国家の下に包摂する過程を進行させることになった。

「公」と「私」とは、社会的空間の領域的区分、ならびにインタレストおよび費用負担の帰属区分をあらわす

対概念であると同時に、ここでは判断能力の有無をも指し示している。これら分節化された問題領域が教育の公共性という概念にカテゴライズされうるかどうかということを含めて、「公」と「私」の二分法的思考を克服する方途を探っていきたい。

《注》

- 1) 黒崎勲「教育財政研究入門」(東京都立大学教育学研究室『教育科学研究』第3号、1984年、106-107ページ)。
- 2) 同上、112ページ。
- 3) たとえば、「(…人権としての教育を保障することは、個人の利益にとどまらず、社会の利益と発展の原動力として、確実に社会に還元されるのである。さまざまな格差のなかで生活している人びとの実態を直視するならば、このようにかけがえのない人権を平等かつ豊かに保障するには、公費による教育が必要なことは自明である。公費は、人びとの勤労の共同の成果であり、社会共同の事業としての教育を支えるのにふさわしい形態であり、教育を受ける者の社会的責任感や社会的奉仕の自覚を促す真に教育的な条件としての可能性をもっている」(第二次教育制度検討委員会・大田堯編『第二次教育制度検討委員会報告書—現代日本の教育改革一』勁草書房、1983年、274ページ)と言われる。しかし、「自明」とされている公費の存在形態にこそが問われるべきなのである。
- 4) 五十嵐頸は、大衆学校の授業料の場合、「収入源としての意義よりも、教育の社会的性質、役割に対する社会の見解の水準に規定されているのではないか」と述べている(東京大学教育行政学研究室『五十嵐頸 教育財政学講義』1978年、135ページ)。
- 5) 「(…), ハの上におかれるものは既知のもの、既知と扱うものである。それは題目であり、問い合わせして、主格・補格・目的格のいずれであるかを問わない。かつハのところで一度切断する。ハの下には何か知られていない情報が加えられ、それがハの上の題目についての説明となって、判断の文が成り立つ(…)(大野晋『日本語の文法を考える』岩波書店、1978年、31ページ)。
- 6) 詳細は、田原宏人「授業料概念の転換と無償教育の成立」(『東京大学教育行政学研究室紀要』第7号、所収)を参照されたい。

- 7) A. Petersilie, "Preußens öffentliche Volksschulen". In: *Zeitschrift des königlich preußischen statistischen Bureaus*, Bd.23 (1883), S.45-89.; und "Das Schulgeld". In: ders., Bd.26 (1886), S.191-213.
- 8) Ebd., S.197.
- 9) Ebd., S.194-197.
- 10) 森毅『数の現象学』(朝日新聞社、1978年), 120ページ。
- 11) Petersilie, a.a.O., S.196.
- 12) Ebd.
- 13) Ebd., S.194.(引用文中のゴチック体は原文では隠字体。以下同様。)
- 14) 「継続的な帝国税制改革の結果プロイセンに交付される金額の使途にかんする法案」(1882年)の提案理由のなかの一節(*Anlagen zu den stenographischen Berichten über die Verhandlungen des preußischen Abgeordnetenhauses*, 1882, Aktenstück, Nr.135, S.1382)。

無償制を実質的に導入した1888年負担軽減法の審議過程において、民衆学校を、授業料を徴収しない学校と、授業料の徴収が許される上級学校(gehobene Schule)とに二分割するという案がたびたび浮上したが、この案は採用されなかった。このような格差をなくし、統一的な民衆学校制度を確立することこそが、授業料全廃のねらいであった(参照、田原、前掲論文)。
- 15) 勝田守一「政治と文化と教育」(1968年), (『勝田守一著作集』第6巻, 国土社, 1973年, 269ページ)。
- 16) 同上, 271ページ。
- 17) Rudolf Gneist, *Die Selbstverwaltung der Volksschule*, (Berlin, 1869), S.30.
- 18) Johann Kaspar Bluntschli, *Allgemeines Staatsrecht*, 4.Aufl., Bd.2., (München, 1868), S.353.
- 19) Gneist, a.a.O., S31.
- 20) Ebd., S.32-33.
- 21) Lorenz von Stein, *Die Verwaltungslehre*, 2.Aufl., Bd.V., (Stuttgart, 1883), S.139.
- 22) Ebd.
- 23) Steinにおける国家概念は、「かれのいふ純粹の国家概念即ち理念としての国家を意味する場合と、それが社会秩序と結合した所謂現実の国家概念たる場合と厳密に区別せられねばならない」(辻清明「ロレンツ・シュタインの行政学説」, 『国家学会雑誌』第57巻第12号, 1943年, 60ページ)。ここで私が言及しているのは前者である。この意味での国家は,

(….)人格的統一にまで高められた、すべての個人の意志の共同体である(….)。ところで(…), 個々人はそれぞれ異なった人格的発展段階にいる。しかし、すべての個人が国家を形成しているのであるからして、個々人が立っている発展段階は、国家自身のそれとなる。(…). 以上から、きわめて重要な命題、すべての個人の発展の程度(Maß)が国家自身の発展の程度となる、という命題が導かれる。／(…). 国家は、(…), 自己の生命の至高の発展段階に到達するためには、まさしく上記の命題にしたがって、すべての個人の富、力および知を、自己の至高の権力を通じて、発展もしくは進歩させるべく、努めなければならない。なぜなら、先の命題によれば、国家が万人のために為す配慮は、国家自身にたいして為す配慮に他ならないからである。(Stein, *Der Begriff der Gesellschaft und die soziale Geschichte der französischen Revolution bis zum Jahre 1830*, (Munchen, 1921), S.35.)

ここで展開されている、個人と共同体(国家)の相互依存関係は、これを一面からみれば、そのかぎりでは、次のような解釈も成り立つ余地がある。
シュタインにおいては個人の完成と個人の幸福とは、あらゆる思想を支える基調であって、かの國家の倫理的理念さえ、この目的達成のための要請と解せられるであろう(皇至道『シュタイン』牧書店, 1957年, 110ページ)。

- 24) Steinによれば、時代の精神は、「国家権力を社会的促進の手段として、社会的闘争の武器として、社会的自由の条件として、みなし始めて」いた(Stein, a.a.O., S.3)。
- 25) Stein, *Handbuch der Verwaltungslehre*, 3.Aufl., Bd.2 (Stuttgart, 1888), S.146.
- 26) Stein, *Lehrbuch der Finanzwissenschaft*, 2.Theil, 1.Abth., (Leipzig, 1885), S.286.
- 27) Ebd., S.287-288.
- 28) Petersilie, a.a.O., S.193.なお、後述するWagnerも、このStein批判を支持している。Vgl., Adolph Wagner, *Finanzwissenschaft*, Theil 2, 2.Aufl., (Leipzig, 1890), S.106.
- 29) Stein, *Lehrbuch*……, S.274.
- 30) Ebd.
- 31) Wagner, a.a.O., S.35-36.
- 32) Ebd., S.44-45.
- 33) Ebd., S.170.
- 34) Wagner, *Finanzwissenschaft*, Theil 1, 3.Aufl., (Leipzig, Heiderberg, 1883), S.499.
- 35) Ebd., S.498.
- 36) Wagner, *Finanzwissenschaft*, Theil 2, 2.Aufl., S.105.
- 37) Wagner, "Finanzwissenschaft und Staatssozialismus". In: *Zeitschrift für die gesamte Staatswissenschaft*, Bd.43, 1887, S.67-69.
- 38) Ebd., S84.
- 39) Ebd., S102.
- 40) もっとも、Wagnerの財政理論は、最終的には常にその時々の政策目標にあっさりと妥協するという性格を有していた。
財政的インタレストは、できれば長期にわたっては手数料額について最終的に決定すべきではない。むしろ、手数料一般の徵収という問題と同様、その額という問題においても、理論におけると同様、実践においてもできるかぎり、実際的な(sachlich)行政政策的なインタレストに優先的な位置が与えられる(Wagner, *Finanzwissenschaft*, Theil 2, 2.Aufl., S.172.)。
- 41) Wagner, *Finanzwissenschaft*, Theil 2, 2.Aufl., S.45-46.
- 42) Ebd., S.49.
- 43) Ebd., S.171.
- 44) Ebd., S172.
- 45) Ebd., S.45.
- 46) Ebd., S.170.
- 47) Petersilie, a.a.O., S.192.
- 48) 五十嵐頭『民主教育と教育学』青木書店, 1978年, 89ページ。
- 49) 参照、注3)。
- 50) Wagner, *Allgemeine oder theoretische Volkswirtschaftslehre*, 1.Theil, Grundlegung, (Leipzig und Heidelberg, 1879), S.46.
- 51) Ebd., S.47.
- 52) Ebd., S.51.
- 53) Ebd., S.52.
- 54) Karl Marx, "Randglossen zu Adolph Wagners 'Lehrbuch der politischen Oekonomie'". In: *Karl Marx Friedrich Engels, Werke*, Bd.19, (Berlin, 1962), S.365.
- 55) Wagner, *Grundlegung*, S.53.